

博物館等の文化施設インバウンド強化事業国庫補助要項

令和 2 年 4 月 1 日
文化庁長官決定

1. 趣 旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（博物館等の文化施設インバウンド強化事業）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる地域の美術館・博物館等の文化施設のキャッシュレス化や案内表示の多言語化等のインバウンド強化に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、以下の（1）から（3）の要件を満たす博物館等の文化施設の設置者又は管理者、当該文化施設を構成員とする協議会とする。

- （1）観光振興事業費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 2 日）第 1 章第 2 条二に基づく指定市区町村にあること。
- （2）以下のいずれかの要件を満たす博物館等の文化施設であること。
 - ①博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館。
 - ②博物館法第 29 条に基づく博物館相当施設。
 - ③文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 53 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設。
 - ④博物館と同種の事業を行う類似施設であって、②の博物館相当施設と同等の要件を満たすと文化庁長官が認める施設。
- （3）外国人観光客の誘客の観点から、一定の入館者数（過去 3 年間の平均入館者数 10 万人以上を目安とする）があること、又は外国人観光客が多く見込まれる施設として文化庁長官が認めること。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、博物館等の文化施設におけるキャッシュレス、チケットレスや案内表示等の多言語化等のインバウンド強化に関する事業とし、明細は別紙 1 のとおりとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、博物館等の文化施設におけるキャッシュレス、チケットレスや案内表示等の多言語化等のインバウンド強化にかかる次に掲げる経費とし、その明細は別紙 2 のとおりとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の 1/2 を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の 2/3 を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。なお、(4)を適用する場合は、(2)は適用しないものとする。

(1) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額
実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

(2) 協議会等に観光庁に登録された日本版DMOが参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(3) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(4) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）第4条第3項に基づいて認定された拠点計画の文化資源保存活用施設又は同法第12条第4項に基づいて認定された地域計画に記載された文化観光拠点施設が対象となる場合には補助率に5%の加算を行うことができる。

(別紙1)

1. キャッシュレス化等事業

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| (1)調査 | ・キャッシュレス, チケットレス導入調査 ・キャッシュレス, チケットレス導入による効果の調査 等 |
| (2)キャッシュレス導入 | ・キャッシュレス端末導入, 設置工事 等 |
| (3)チケットレス導入 | ・チケットレス端末導入, 設置工事 ・Wi-Fi 設置工事 ・Web 予約に伴う Web ページの多言語化 等 |

※1. 事業を実施する場合は, (1)調査のみを実施することはできない。

2. 案内表示等の多言語化

| 区 分 | 内 容 |
|------------|------------------------------|
| 案内表示等の多言語化 | ・案内表示等の多言語化テキスト作成, 看板等設置工事 等 |

(別紙2)

| 名称 | 項 | 目 | 目の細分 | 説明 |
|---------------------|------|----------------------|----------------------------------|--|
| 博物館等の文化施設インバウンド強化事業 | 事業費 | 賃金 | 〇〇員賃金 資料整理等賃金 | |
| | | 共済費 | 〇〇保険 | |
| | | 報償費 | 会議出席謝金 原稿執筆謝金 監修謝金 〇〇謝金 | |
| | | 旅費 | 普通旅費 費用弁償 | 現地踏査旅費，調査旅費，連絡旅費，外部有識者等 |
| | | 使用料及び借料 | 借料及び損料 〇〇借料 〇〇損料 | |
| | | 役務費 | 通信運搬費 手数料 | |
| | | 委託費 | テキスト作成委託費 コンテンツ制作委託費 〇〇委託費 | |
| | | 請負費 | 請負費 | 決済端末設置，Wi-Fi環境設置にかかる工事請負費等 案内看板等の設置費等 |
| | | 備品購入費 | 備品購入費 | 展示等機器 多言語で解説を受けるための必要な諸機材 |
| | | 原材料費 | 〇〇費 | |
| 需用費 | 消耗品費 | 単価が10万円未満(税込)のものに限る。 | | |
| | | | 印刷製本費 | |